

官 総 6 - 5 9
令和 6 年 11 月 20 日

各府省庁官房長等 殿

国 税 庁 次 長
(官印省略)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 12 月 18 日付官総 6 - 72「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて」（周知依頼）で御連絡したとおり、税務署等国税当局では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和 7 年 1 月から、申告書等の控え用の書面への收受日付印の押なつを行わないこととしております。

本件に関する詳細については、令和 6 年 1 月から国税庁HPに掲載するなどの方法により周知・広報しておりますが、令和 6 年 11 月 22 日付で国税庁HPに掲載している「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」を更新いたしますので、御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>（国税庁HP）

本件について御理解と御協力を賜りますとともに、令和 7 年 1 月以降は、各種の事務において收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めないことを徹底いただくよう、関係課室に御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、各府省庁の関係団体の事務において、收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めている場合は、当該関係団体にも御周知いただきますようお願い申し上げます。